

# ●実務経験等を証明する書類について●

免許試験合格後、免許申請を行う際に添付する「実務経験等を証明する書類」は要件によつて異なります。具体的には下表のとおりです。

## 一級ボイラー技士免許（免許試験合格後の免許申請）

要件	具体的な書類	【注】
1 二級ボイラー技士免許を受けた後、2年以上ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）を取り扱った経験がある者※	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）  <input checked="" type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	(2)
2 二級ボイラー技士免許を受けた後、1年以上ボイラー取扱作業主任者としての経験がある者	<input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	(2)
3 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修め卒業した者で、その後1年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> 卒業証明書（蒸気ボイラー又は蒸気原動機について2単位以上修得したことが確認できるもの）（原本）  <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	(1)
4 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）第9条第1項のエネルギー管理士（熱）免状を有する者で、1年以上の実地修習を経たもの	<input type="radio"/> エネルギー管理士免状の写及び合否通知書（合格証）の写  <input type="radio"/> 実地修習結果報告書の写	(1)
5 海技士（機関1、2、3級）免許を受けた者	<input type="radio"/> 海技士免状の写	(1)
6 ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状を有する者で、伝熱面積の合計が25m <sup>2</sup> 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<input type="radio"/> ボイラー・タービン主任技術者（1種又は2種）免状の写  <input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	(1) (2)
7 保安技術職員国家試験規則による汽かん係員試験に合格した者で、伝熱面積の合計が25m <sup>2</sup> 以上のボイラーを取り扱った経験があるもの	<input type="radio"/> 汽かん係員試験合格証の写  <input type="radio"/> 実務経験従事証明書（原本）	(1) (2)

【注】① 免許試験合格通知書の備考欄に印刷されている受験資格コードが「02」「03」「04」「05」「06」のいずれかであれば、実務経験等を証明する書類の添付を省略することができます。（上記3～7関係）

② 「実務経験従事証明書」の様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にて入手できます。  
(URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzeneisei22/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzeneisei22/))

③ 要件1及び2について、暖房専門ボイラーの経験は1年を6ヶ月として扱います。

※ 小規模ボイラー：労働安全衛生法施行令第20条第5号1からニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたもの